

第2次一般廃棄物（ごみ）処理基本計画【概要版】

平成29年4月
新発田地域広域事務組合

1 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき策定・改訂するものであり、広域的な取り組みのもとでごみの削減が推進できるよう、新発田市、胎内市及び新発田地域広域事務組合が共同で策定しています。また、内容については循環型社会形成推進基本法等の関係法令の内容を踏まえ、「新発田市環境基本計画」及び「胎内市環境基本計画」等との整合を図り、今後の廃棄物行政における長期的、総合的な指針として位置づけるものです。

2 計画の期間

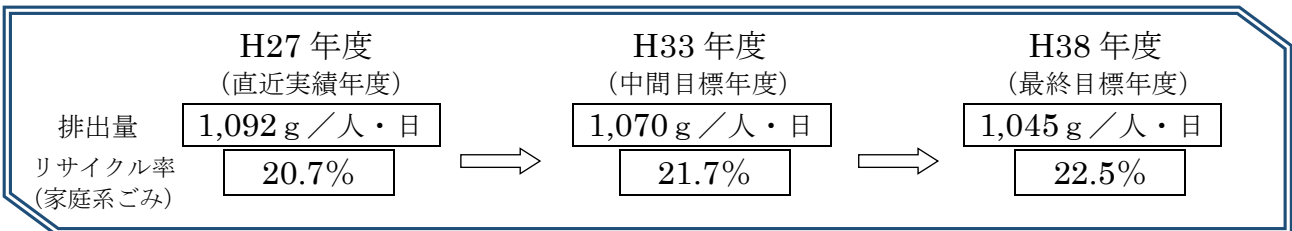
本計画の計画期間は、平成29年度から38年度までの10年間としています。なお、計画を前期（平成29～33年度）、後期（平成34～38年度）の2期に分け、廃棄物処理をめぐる社会・経済情勢を考慮して実情にあった見直しを行います。

3 ごみを取巻く現状と課題

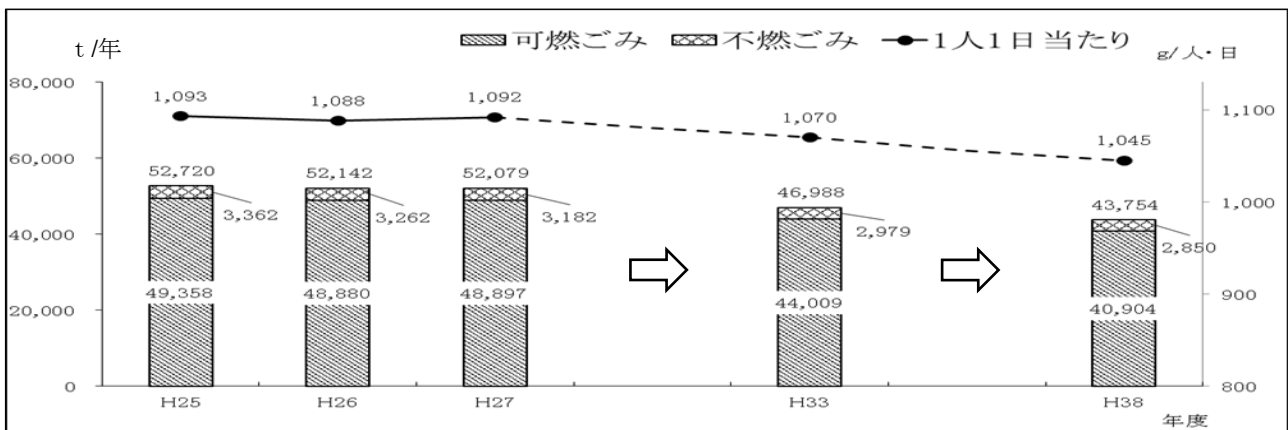
ごみ袋の有料化や分別制度が一定程度定着したことにより、近年のごみ総排出量は年間約52,000tでほぼ同量で推移しています。しかし、管内の人口は減少傾向にある一方、1人1日当たりのごみ排出量は増加傾向となっています。

4 ごみ削減に向けた数値目標

両市における今後の施策の動向をふまえて、両市それぞれの過去10年間で1人1日当たりのごみ排出量が最も少なかった年度の値をもとに目標値を以下のとおり設定します。



・新発田市、胎内市におけるごみ排出量実績と減量化目標値



5 計画の推進体制

本計画に基づく各種施策は、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、三者の共同のもとに推進していくこととします。

- (1) 市民：ごみを出さない生活様式に見直すことや分別収集のマナーを遵守する。
- (2) 事業者：生産、流通、販売等の段階で、商品やサービスがごみを出さない工夫をすることや収集事業者は資源化に向けた分別回収に努める。
- (3) 行政：市民、事業者の取り組みのコーディネーターとしての役割を果たすとともに適正にごみ処理ができるよう施設の維持管理に努める。